

## 113.07

### 予納届をした者の地位の承継

#### 1. 自然人の地位の承継

予納届をした者が死亡したときは、その相続人は、当該予納届をした者の地位を承継する。

また、相続人が2人以上ある場合においては、その者の協議により、予納者の地位を承継すべき1人の相続人が承継する（特例法令1条1項）。

#### 2. 法人の地位の承継

予納届をした法人（以下「特定法人」という。）について合併があったときは、合併後存続する法人（特定法人が存続するときを除く。）又は合併により設立された法人は、当該特定法人の地位を承継する（特例法令1条2項）。

#### 3. 予納届をした者の地位の承継の届出

予納届をした者の地位を承継した相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、「予納者の地位の承継届」を提出しなければ予納並びに特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出及び予納額への加算の申出をすることができない（特例法令1条3項、特例法規39条1項、様式第36）。

#### 4. 予納届をした者の地位の承継の届出に必要な書面

予納届をした者の地位を承継したことを証明する書面（相続によるときは戸籍謄本及び住民票（相続人が2人以上ある場合においては、特例法施行令第1条第1項に規定する協議が成立したことを証明する書面を含む）、合併によるときは登記事項証明書<sup>注1</sup>）を提出しなければならない（特例法規39条2項）。

（改訂令和4・4）

---

<sup>注1</sup> 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出することを要しない。